

光ファイバ整備に係る補助事業(高度無線環境整備推進事業)

1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染を拡大を踏まえ、在宅勤務・オンライン診療等のための情報通信環境の整備が急務。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指したGIGAスクール構想を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤を早急に整備することが必要。

2. 概要

- 地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援
- 本事業の支援対象地域は、原則条件不利地域であるが、**今回の補正予算においては、未整備の学校(※)を含めて整備する場合、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大する。** (※)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、
間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
未整備の学校を含めて整備する場合は、財政力指数0.8以下の自治体又は人口密度500人/km²以下の町字

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合(注):

(自治体が整備を行う場合)

【離島】	国 2/3	自治体 1/3
------	----------	------------

【離島以外】	国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
--------	-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は
国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備を行う場合)

【離島】	国 1/2	3セク・民間 1/2
------	----------	---------------

【離島以外】	国 1/3	3セク・民間 2/3
--------	----------	---------------

※民設の場合でも、自治体と電気通信事業者の協議の上で、自治体が整備費用の一部又は全部を負担することがある

(注)予算の関係上、要望多数の場合、補助率の調整を行うことがある

イメージ図

高速・大容量無線局の前提となる伝送路

